

令和 2 年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト 実施要項

練馬区教育委員会

1 目的

子供たちがいじめについて改めて考えることを通して、いじめを許さない心を持ち、明るく楽しい生活が送れるようにする。

2 主催

練馬区教育委員会 練馬区立幼稚園長会 練馬区立小学校長会 練馬区立中学校長会

3 実施事業

(1) 「練馬区いじめ撲滅宣言」の募集

① 周知方法

各校にて、別添『いじめ撲滅宣言』の募集についてを印刷のうえ、児童生徒に配付する。

② 提出方法

ア 小学校 1・2・3年の部 3点 (各学年 1点)

イ 小学校 4・5・6年の部 3点 (各学年 1点)

ウ 中学校の部 3点 (各学年 1点)

各学校で提出作品を選考し、各学校で取りまとめのうえ、提出する。

③ 提出締め切り

各学校が教育委員会へ提出する締め切りは、令和 2 年 1 2 月 4 日(金)とする。

④ 提出先

練馬区教育委員会担当指導主事あて C 4 t h 個人連絡または交換便にて送付する。

⑤ 選考および表彰

ア 小学校 1・2・3年の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点

イ 小学校 4・5・6年の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点

ウ 中学校の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点

応募のあった中から教育指導課での第一次選考、いじめ撲滅宣言選考委員会による選考を経て、各部門の表彰者を決定する。

⑥ その他

- ・実施にあたっては、いじめの防止や抑制に対する宣言の果たす役割や意味を確認し、宣言を読む人の立場を考えたうえで、言葉に込める思いや願いを学級で話し合うなど、全ての児童生徒が参加できるように配慮する。
- ・入賞作品を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。
- ・応募作品等は、各校で掲示するなどその活用に心がける。

(2) 「いじめ一掃取組月間」の設定

① 実施期間

令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（金）

＜「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（令和2年度第2回）に実施する。＞

② 実施内容

ア 各学校（園）で「いじめ一掃取組月間」の取組を下記の3点について事前に設定する。

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、授業・保育あるいは児童会・生徒会で実施したいじめ防止に関する取組（幼児・児童・生徒 対象部門）
- ・「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、校内でいじめに関する教員研修を実施した取組（教員研修 部門）
- ・保護者・地域と連携して実施した取組（保護者・地域との連携 部門）

イ 各学校でいじめについての講話を全校集会等で実施するとともに、学校（園）だより等を通じて家庭や地域と連携し、幼児児童生徒の意識を高めること。その際、「いじめ等対応支援チームからの提言」の内容を踏まえ、学校の実情に応じた創意工夫を図る。

ウ いじめに関わる実態アンケート（いじめの実態把握のためのアンケート用紙）を活用し、いじめについての実態を把握する。

エ 授業等におけるいじめに関する指導の実施、個別面談の実施、教育相談期間の設定等を行い、いじめの解消に向けて継続的・組織的に対応をする。

オ 児童会、生徒会によるいじめ防止運動を実施し、「いじめは絶対に許されない・許さない」という意識を醸成する。

カ 児童生徒および家庭・地域へ「ネットいじめ」の防止についても働きかけ、「SNS練馬区ルール」「SNS学校ルール」を活用して子供たちの健全育成に取り組む。

③ 実施報告

教育委員会が指定する「いじめ防止実践事例報告書」にて取組内容（幼児・児童・生徒対象 部門、教員研修 部門、保護者・地域との連携 部門）を報告する。

④ 実践事例報告書の提出期限

令和2年12月4日（金）

⑤ 表彰

○学校（園）奨励賞

「いじめ一掃取組月間」において顕著な成果を上げている幼稚園1校、小学校2校、中学校2校程度を学校（園）奨励賞として表彰する。表彰基準は、以下のとおりである。

- ・小中学校において「いじめ一掃取組月間」の実施において、顕著な成果を上げていると教育委員会が判断した学校であること
 - ・学校だより等で、「練馬区いじめ一掃取組月間の実施」について家庭や地域等へ広報・啓発に努めていること
 - ・家庭や地域との協力体制の構築に努めていること
 - ・取組に継続性が認められること
- なお、学校（園）奨励賞を受賞した学校（園）は、その優れた取組を実践事例としてまとめ、「令和2年度いじめ防止実践事例発表会」で発表する。

（3）「令和2年度いじめ防止実践事例発表会」の開催

① 開催日時

令和3年2月2日（火）時間は未定

※教員の服務につきましては「出張」としますが、当日の勤務形態については各校の判断でご配慮ください。

② ねらい

これまでの「いじめ防止標語」や「いじめ防止ポスター」等の募集の実績を踏まえ、令和2年度内に実施された児童会・生徒会活動等の特別活動や、道徳の時間、行事等で実践されているいじめ防止に関する内容を発表し、いじめの未然防止およびいじめ改善の一助とする。

③ 内容

ア 練馬区いじめ撲滅宣言の表彰

イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、授業・保育あるいは児童会・生徒会で実施したいじめ防止に関する取組（幼児・児童・生徒 対象部門）
- ・「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、校内でいじめに関する教員研修を実施した取組（教員研修 部門）
- ・保護者・地域と連携して実施した取組（保護者・地域との連携 部門）

④ 発表の形式

ア 練馬区いじめ撲滅宣言の表彰

最優秀作品に選出された児童生徒を全体の前で発表し表彰する。

イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

それぞれの実践をプレゼンテーション形式等で発表する。

⑤ その他

入賞作品および実践事例を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。